

事務局 長
医学教育部 長
病院 長
教務部 長 殿
学生部 長
図書館 長
防衛医学研究センター長
高等看護学院 長

防衛医科大学校長

退職者に対する表彰状の授与について（通達）

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 目的

防衛医科大学校の発展のために貢献し、防衛省を退職する職員に対して、その在職間における功績に謝意を表することを目的とする。

2 授与対象者

表彰状は防衛医科大学校の発展のために貢献したと認められる者で、次の各号の一に該当する者について授与する。

- (1) 定年又は勸奨により退職する者
- (2) 依願により退職する者にあつては、防衛省永年勤続者表彰実施基準について（通達）（防人1第3085号。50. 7. 14）別紙2（1）アに、死亡により退職する者にあつては、同通達別紙2（1）イにそれぞれ該当して、防衛大臣の表彰を受けた者

3 授与日等

- (1) 表彰状の授与は、退職の日付で行う。
- (2) 表彰状の様式は、別紙を基準とする。
- (3) 表彰権者は、防衛医科大学校長とする。

4 授与対象者から除外される者

- (1) 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第46条の規定により懲戒処分を受け、当該処分の日から1年を経過しない者
- (2) 同法第43条第2号の規定により休職にされている者
- (3) その者の非違により退職する者
- (4) 前各号のほか、表彰状を授与することが適当でないと認める者

5 施行期日

この通達は平成23年7月14日より施行する。

添付書類：別紙

表彰状

官名 氏名 殿

あなたは入省されてから今日まで
専心職務を全うし防衛省及び防衛
医科大学校の発展に多大の貢献を
されました

必要に応じて在職間の功績等記入

このたび退職されるにあたり在職
間の功績に深く謝意を表しこれを
表彰します。

平成 年 月 日

防衛医科大学校長 氏名

